

本裁決書は、行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

総第 187 号

裁 決 書

〇〇〇〇

審査請求人 〇〇 〇〇

処分庁 霧島市長 中重 真一

上記審査請求人が令和 2 年 6 月 15 日付けで提起した、処分庁による令和 2 年度公共下水道事業受益者負担金に係る賦課処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、令和元年度、審査請求人が所有する土地（以下「本件土地」という。）を含む地域に、都市計画事業として公共下水道を敷設し、令和 2 年 4 月 1 日から当該下水道の供用を開始した。
- 2 処分庁は、当該下水道の供用開始に合わせ、令和 2 年 4 月 1 日、霧島市公共下水道事業受益者負担金条例（平成 17 年霧島市条例第 283 号。以下単に「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、本件土地を含む地域を公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域に定め、告示を行った。
- 3 処分庁は、審査請求人に対して、令和 2 年 5 月 29 日付けで公共下水道事業受益者負担金決定通知書を郵送し、本件処分を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のとおり主張している。

ア 審査請求人は本件土地を所有しているが、本件土地上の建物は公共下水道に接続しておらず、公共下水道に接続したことに伴う利益は受けていない。また、本件土地には既に浄化槽を設置しており公共下水道に接続する必要もない。したがって、審査請求人は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 75 条第 1 項の「著しく利益を受ける者」に該当せず、審査請求人に公共下水道事業受益者負担金を賦課するのは都市計画法第 75 条及び条例に違反し違法である。

イ 本件処分により、審査請求人は法的権利と利益を侵害されている。

(2) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 76 条の規定により審査請求人から提出された意見書の要旨

審査請求人は、行政不服審査法第 76 条の規定により提出した意見書において、おおむね次のとおり主張している。

ア 審査請求人は、既に合同浄化槽を設置していることから、仮に、審査請求人が公共下水道に接続した場合には、合同浄化槽を破棄することに伴う多大な費用が生じて、不利益を被ることになる。

また、土地の資産価値の変動は、地域に応じて固定資産の評価額により決まるため、令和 2 年度公共下水道事業受益者負担金と土地の資産価値の増加とは直接的な関係にはなく、さらに、土地の所有者は、それぞれに多様な土地の利用（駐車場や農地等）を行っており、土地の資産価値の変動は一律ではないことから、土地の資産価値の変動は、土地の所有者に一律に受益者負担金を賦課する根拠としては弱いものとする。

以上の理由から、審査請求人は、都市計画法第 75 条第 1 項の「著しく利益を受ける者」に該当しない。

イ 現在、審査請求人が居住している地方自治体では、公共下水道事業受益者負担金を徴収せず、公共下水道の使用料金のみを利用者から徴収している。

ウ 弁明書及び審理員意見書の内容は酷似しており、審理員意見書に関しては、「令和 2 年度公共下水道事業受益者負担金決定通知書」及び弁明書の内容を繰り返し述べているだけである。一方、近年の新型コロナウイルス感染症、台風被害及び地震被害等の発生により、空き地の急増なども都市計画の問題となっており、このような課題に対応できる公共下水道として、公共下水道と合同浄化槽のそれぞれの機能や

コスト、保守点検等の比較に関する意見が欠如している。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 公共下水道事業受益者負担金の賦課方法

霧島市は、都市計画法第75条第1項、第2項に基づき、条例を定めており、条例においては、第2条で定める受益者のうち、第4条に基づいて決定した賦課対象区域の者に対し、第6条に基づいて負担金を賦課している。

(2) 審査請求人への賦課

本件土地は、令和元年度に公共下水道の敷設を行った区域内にあり、審査請求人は受益者にあたる。本件土地を含む区域は、令和2年4月1日に公共下水道の供用が開始されており、審査請求人には、条例第4条に基づく告示を経て、賦課決定を行っている。

(3) 審査請求人の受益

公共下水道が敷設されることにより、当該地域の資産価値は増加しており、たとえ接続していなくとも当該地域に土地を所有する者は利益を受けているので、審査請求人も受益者である。

理 由

1 都市計画法第75条第1項中「著しく利益を受ける者」への該当性

都市計画法第75条第1項に規定されている利益とは、必ずしも金額として算定することができる経済的利益ばかりでなく、当該事業施設（「公共下水道事業も含めた国又は地方公共団体の行なう都市計画事業」に係る施設をいう。以下同じ。）を利用することで生じる生活上の利便をも含むというべきであり、また、利益が著しいものであるか否かについては、当該事業施設により恩恵を受けている者と受けていない者とを比較して、社会通念により決すべきものと解するのが相当である。

この点、審査請求人は、公共下水道が整備される前に浄化槽を設置しており、現時点においても公共下水道に接続しておらず、また、今後もその予定がないとしており、このような利益は享受していない旨を主張している。

しかしながら、審査請求人は、下水道設置工事により下水道を自己の使用に供することができる点で、非設置区域の住民に比して特別の生活上の利益を享受しているといえ、また、周辺建物等からの生活排水等の汚水が汚水管を通じて排出される結果、環境衛生の増進が図られるのであり、本件土地の資産価値は潜在的に増加し

ているといえる。このように、公共下水道設置区域に土地を所有している審査請求人は、現に本件下水道事業により築造される公共下水道を利用するか否かにかかわらず、当該排水区域内の土地を所有又は利用していること自体をもって、社会通念上著しい利益を享受しているものといえることができる。

2 条例違反及び審査請求人の権利利益の侵害

本件処分は、審査請求人に義務を課すものであるが、都市計画法及びその委任を受けて制定された条例に基づき、その定められた手続に沿って適法になされたものであり、条例違反の事実はなく、審査請求人の法的権利や利益を違法に侵害するものでもないものと認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年12月10日

審査庁

霧島市長 中重 真一



(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（注）

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。